

高崎市認可外保育施設指導監督実施要綱

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に基づき、認可外保育施設の設置及び運営に関する事項並びに市の指導監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「認可外保育施設」とは、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第 34 条の 15 第 2 項若しくは法第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設及び公立施設を含む。）をいう。

(施設の種別)

第 3 条 認可外保育施設の種別は、次のとおりとする。

(1) 届出対象施設

次の表に掲げるもので、(2)に該当するもの以外のものとする。

施設の種別	内 容
夜間保育施設	午後 8 時から午前 7 時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもの。（24 時間開設しているものを含む。）
一時預かり施設	午前 7 時から午後 8 時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が一時預かり（月極等の継続的な利用形態でないものをいう。）であるもの。
居宅訪問型保育事業	乳児・幼児の居宅において保育を行うもの。
事業所内保育施設	事業主が雇用する労働者の児童を保育することを目的として設置する施設又は保育を委託する施設。事業主団体や健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団がその構成員である事業主の雇用する労働者の児童を保育するために設置するものを含む。
病院内保育施設	事業所内保育施設のうち、医療機関に設置されるもの。た

	だし医療機関に設置されるものであっても労働者でなく利用者の児童を保育することを目的とするものは、「（２）届出対象外施設」のうち「店舗内保育施設」に分類される。
幼稚園併設施設	幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在庫児と区別された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているもの。
一般認可外保育施設	上記６つに該当しないもの。 （午前７時から午後８時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が月極等の継続的な利用形態であるものなど。）

(2) 届出対象外施設

次の表に掲げるもので、子ども・子育て支援法第５９条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。

施設の種別	内 容
店舗内保育施設	店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の児童を保育することを目的として設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の児童を保育する施設。（デパート、自動車教習所、診療所等に付置された施設等複数の店舗又は事業所が共同で設置するものを含む。）これらの施設であっても利用者が顧客であるかどうか若しくはその利用が役務の提供を受ける間のみかが明らかでない場合は、届出対象施設とする。
親族間等の預かり合い	設置者の４親等内の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有するものを対象とするもの。（利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等の場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。）
臨時設置保育施設	半年を限度として臨時に設置されるもので、イベント付置施設等であるもの

保育機能施設	認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設。（幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）なお、この場合は当該幼稚園を担当する部署の所管となる。
--------	--

（指導監督の事項及び方法）

第4条 この要綱に基づく指導監督は、別に定める高崎市認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）により実施する。ただし、市長が特に認めた場合には、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

第2章 届出及び報告等

（認可外保育施設の把握）

第5条 市長は、認可外保育施設からの届出がない場合であっても、関係機関等の協力を得て、その速やかな把握に努めるものとする。

（事前指導）

第6条 市長は、認可外保育施設の開設について設置予定者等から相談があった場合又は設置について情報を得た場合は、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法及び関係法令並びに指導監督基準の遵守を求めるものとする。この場合において、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当するときは、法令に定める届出を行うよう指導するものとする。

（開設等の届出）

第7条 届出対象施設の設置者は、事業開始後1月以内に、認可外保育施設設置届出書（高崎市児童福祉法施行細則（平成23年高崎市規則第21号。以下「細則」という。）第14条に定める様式第31号をいう。）を提出するものとする。

2 前項の届出を行った施設の設置者は、当該施設が届出対象外施設となったときは、その旨が確認できる書類を市長に提出するものとする。

3 届出対象施設の設置者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更後1月以内に認可外保育施設届出事項変更届出書（細則第14条に定める様式第32号をいう。）を提出するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 施設の管理者の氏名及び住所

(5) 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

- 4 届出対象施設の設置者は、当該保育事業を休止又は廃止するときは、休止又は廃止した日から1月以内に認可外保育施設廃止（休止）届出書（細則第14条に定める様式第33号をいう。）を提出する。

（届出を行わない施設への措置）

第8条 市長は、開設後1月を経過してもなお届出を行っていない届出対象施設を把握したときは、当該施設の設置者に対し、文書により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。

（報告徴収）

第9条 市長は、毎年、市内のすべての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、認可外保育施設運営状況報告書（細則第14条に定める様式第34号及び第35号をいう。）により市長に報告するよう、回答期限を付して文書により求めるものとする。

- 2 市長は、認可外保育施設において次の各号に掲げる事例が発生した場合には、その設置者又は管理者に対して、当該各号に定める様式により速やかに市長に報告するよう求めるものとする。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合 認可外保育施設における事故等報告書（様式第1号）

(2) 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合認可外保育施設における長期滞在児報告書（様式第2号）

- 3 市長は、前項に定める場合のほか、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、当該施設の設置者又は管理者に対して、必要に応じて随時市長に報告するよう求めるものとする。

- 4 市長は、届出対象外施設の開設を把握したときは、その設置者に対し認可外保育施設設置報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告するよう求めるものとする。

第3章 立入調査

（立入調査の実施）

第10条 市長は、年度ごとに実施計画を定め、その職員をして定期的に認可外保育施設に、又は必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせるものとする。

- 2 夜間保育施設、一時預かり施設及び子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものへの立入調査は、年1回以上行うこととする。一般認可外保育施設及び届出対象外施設については、原則として年1回行うこととする。

- 3 年度途中に新規に把握した施設については、実施計画に基づく調査以外であっても、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。

（立入調査の手順）

第11条 市長は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して、立入調査の実施計画を策定するものとする。

2 立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告するものとする。

3 立入調査の指導監督班は、指導監査課及び保育課の職員2人以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加えるものとする。

4 立入調査により指導監督を行う職員は、法第59条第1項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。

5 立入調査に当たっては、県と必要な連携を図るものとする。

6 防災上又は衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防局、保健所等と連携して指導を行う。

7 立入調査は、設置者又は管理者の立会いの下で行い、必要に応じて、保育従事者その他当該施設の職員、施設を利用する児童の保護者等から事情を聴取する。

8 立入調査を行う職員は、必要と認められる事項について、立入調査の際に口頭で助言、指導等を行う。

9 市長は、立入調査の結果について、立入調査実施後おおむね1月以内に、文書により当該施設の設置者又は管理者に通知する。

(特別立入調査の実施)

第12条 市長は、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合又は処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、その職員をして認可外保育施設及びその事務所に対する特別の立入調査を実施させるものとする。この場合において、前条第2項に定める期日の事前通告は行わないものとする。

第4章 改善指導等

(改善指導)

第13条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求めると認められる認可外保育施設に対し、第11条第9項に定める立入調査の結果の通知において改善すべき事項を通知し、おおむね1月以内の回答期限を付して、文書により改善状況報告及び改善計画の報告を求めるものとする。この場合において、改善に時間を要する事項については、おおむね1月以内に改善計画の提出を求めるものとする。

2 市長は、改善指導に係る回答又は提出があった場合、その改善状況を確認するため、必要に応じて、その職員をして設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行わせるものとする。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても同様とする。

(改善勧告)

第14条 市長は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず、改善されず、又は改善の見通しのない認可外保育施設を認めた場合には、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うものとする。

2 市長は、改善勧告の内容を文書により認可外保育施設の設置者又は管理者あてに通知し、おおむね1月以内の回答期限を付して文書で報告を求めるものとする。

3 前項の場合において、市長は、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（3年以内とする。）を付して移転を勧告する。

4 市長は、改善勧告を行う場合、必要に応じて、事前に、又は事後速やかに、県その他の認可外保育施設を所管する地方公共団体、近隣の児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

5 市長は、改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

6 市長は、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めるものとする。

(利用者に対する周知及び公表)

第15条 市長は、改善勧告の回答期限を過ぎても改善が行われていないことを確認した場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知するとともに、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び勧告の内容等について公表するものとする。

(事業の停止又は施設の閉鎖命令)

第16条 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は改善指導若しくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は当該違反が乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるときは、高崎市社会福祉審議会の意見を聴き、事業の停止を命ずるものとする。

2 市長は、設置者が前項の事業停止命令に従わないとき又は事業停止による改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、設置者に対して施設の閉鎖を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときは、当該施設の設置者又は管理者に対し、弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知する。

4 市長は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合、必要に応じて、事前に、又は

事後速やかに、県その他の認可外保育施設を所管する地方公共団体、近隣の児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

- 5 市長は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表する。

（緊急時の対応）

第17条 市長は、児童の福祉を確保するため、次のいずれかに該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、第13条及び第14条の規定によらずに改善勧告を行う。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

- 2 市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ高崎市社会福祉審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、当該手続を経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じるものとする。この場合には、弁明の機会の付与は行わないものとし、高崎市社会福祉審議会に対して、事後速やかに報告するものとする。

第5章 証明書

（証明書の交付）

第18条 市長は、第4条の指導監督を踏まえ、当該施設が認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）別添の認可外保育施設指導監督基準を満たすと認めた場合には、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）に基づき、証明書を交付する。

（証明書交付施設の立入調査）

第19条 第10条第2項の規定に関わらず、証明書の交付を受けている施設については、一般認可外保育施設であっても、年1回以上立入調査を行うものとする。

第6章 情報の提供等

（県等に対する情報提供）

第20条 市長は、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等について、必要に応じて県その他の関係機関に対して情報の提供を行うものとする。

- 2 市長は、地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供する。また、立入調査結果のうち、文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として高崎市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

（記録の整備）

第21条 市長は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の

必要な記録を整備するものとする。

(こども家庭庁への報告)

第22条 市長は、第14条、第16条及び第17条の措置を講じた場合は、こども家庭庁に報告するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

ただし、指導監督基準第8の(1)別表4の規定については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

事故等について（報告）

年 月 日

（宛先）高崎市長

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

次のとおり、（死亡事案・重傷事故事案・食中毒事案・その他）について報告します。

施 設 名			
施 設 の 所 在 地	〒	TEL	
設 置 者 名			
設 置 者 住 所	〒	TEL	
代 表 者 名	（氏名）		（職名）
管 理 者 名			
管 理 者 住 所	〒	TEL	
発 生 日 時	年 月 日（ ）		時 分
児 童 名			
生 年 月 日	年 月 日		歳（ ヶ月）
性 別	男 ・ 女		
保 護 者 名			
保 護 者 住 所	〒		
保 護 者 連 絡 先	TEL		
診 断 名	：全治 日		
病 院 名			
病 院 所 在 地	〒	TEL	
担 当 医 師 名			

発 生 状 況 (詳細に記入してください)	保育従事者数 名 (うち、有資格者 名) 児童数 名 (0歳児 名、1歳児 名、 2歳児 名、3歳児 名、4歳児 名、5歳児 名、 学童 名) 発生の状況：
発 生 後 の 対 応	
保 護 者 へ の 対 応	
今 後 の 対 応	
備 考	

※ 該当児童が複数の場合は、適宜一覧等を追加すること。

様式第 2 号（第 9 条関係）

長期に滞在している児童について（報告）

年 月 日

（宛先）高崎市長

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

施 設 名	
施設の所在地	〒 TEL
設 置 者 名	
設 置 者 住 所	〒 TEL
代 表 者 名	（氏名）（職名）
管 理 者 名	
児 童	氏名
	年 月 日生 歳（ ヶ月）
保 護 者	氏 名 男・女 続柄
	住所 TEL
	勤務先等
滞 在 期 間	2 4 時間、かつ、連続して 5 日以上
滞 在 の 理 由	（具体的に）
その他参考となる事項（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）	

様式第3号（第9条関係）

認可外保育施設設置報告書

年 月 日

（宛先）高崎市長

住 所

設置者

氏 名（又は名称）

電話番号

1	施設の名称			
2	施設の所在地	〒		電話番号
		最寄り駅	線	駅 バス・徒歩 分
3	施設の種別	①店舗内保育施設 ②親族間等の預かり合い ③臨時設置保育施設 ④保育機能施設 (該当する種別に○を付けること。なお、種別については高崎市認可外保育施設指導監督実施要綱第3条を参照のこと)		
4	管理者名	(職名)		
5	管理者住所	〒		電話番号
6	事業開始 年月日	年 月 日		
7	開 所 時 間	通常開所時間	時間外開所時間	備 考
	平 日	: ~ :	: ~ :	
	土 曜 日	: ~ :	: ~ :	
	日・ 祝 日	: ~ :	: ~ :	